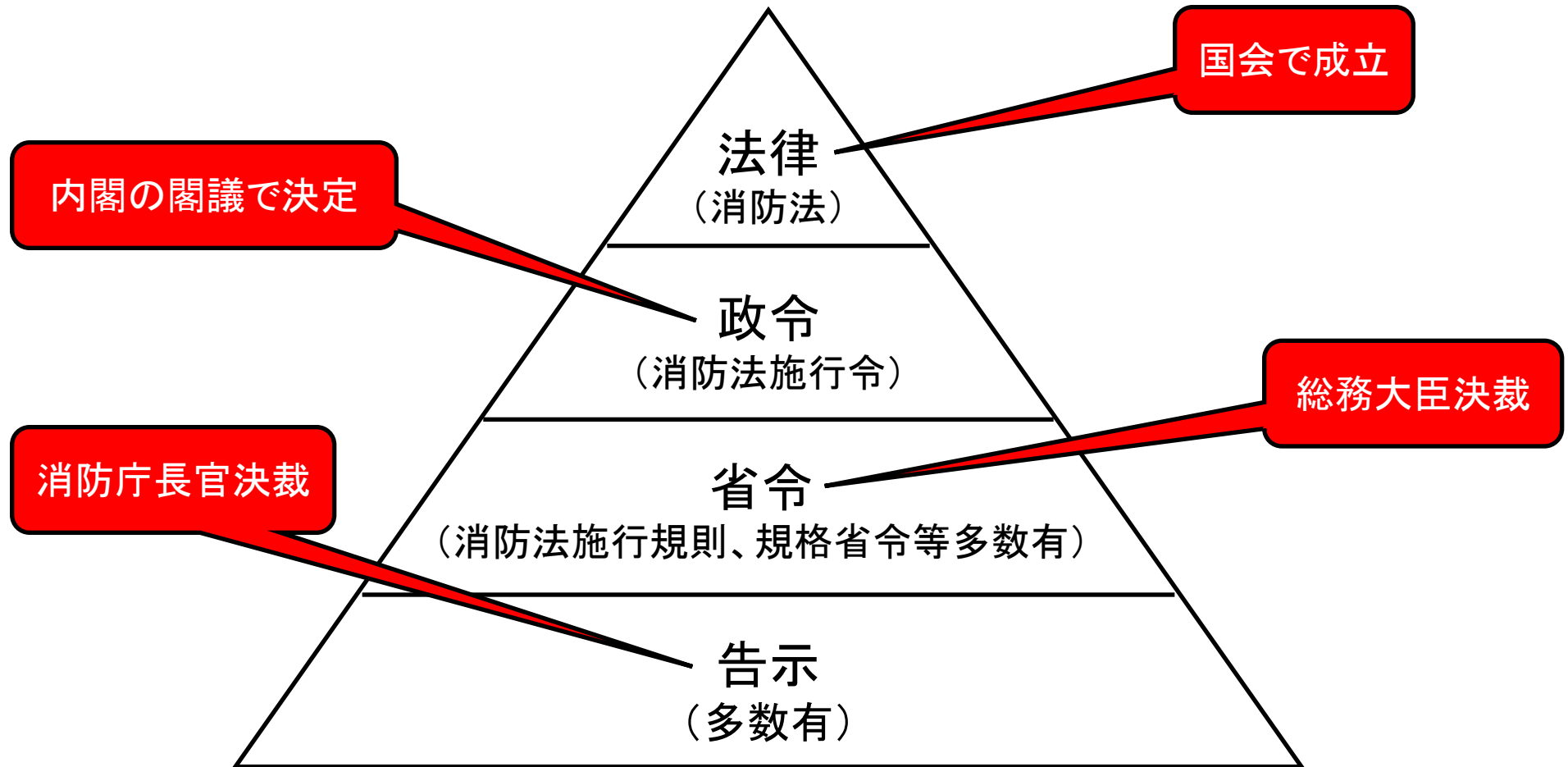


最近の主な消防法令の改正について

静岡市消防局 消防部 査察課
消防同意係 主査 尾上 一樹

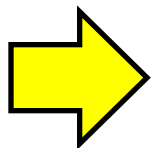
消防関係法令



＋各市町村の**火災予防条例**

近年の法令改正に至った主な火災

- 平成24年5月
広島県福山市ホテル火災
- 平成25年2月
長崎市認知症高齢者グループホーム火災
- 平成25年10月
福岡市診療所火災



これらの火災を受け、消防庁において各々に火災対策検討部会が立ち上がり、様々な法令改正が行われた。

消防法施行令別表第1(6)項の改正について

(6)項 イ

次のいずれにも該当する**病院**(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

(1)

(i) 診療科名中に**特定診療科名**(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。

(ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する**療養病床**又は同項第五号に規定する**一般病床**を有すること。

(2)

次のいずれにも該当する**診療所**

(i) 診療科名中に**特定診療科名**を有すること。

(ii) **四人以上**の患者を入院させるための施設を有すること。

(3)

病院((1)に掲げるものを除く。)、**患者を入院させるための施設**を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は**入所施設**を有する助産所

(4)

患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

特定診療科名 (病院・診療所共通)

特定診療科名 内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める
(患者が避難困難になると考えられる)診療科名をいう。

規則第5条第4項

産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・
乳腺外科・形成外科・美容外科以外の診療科名であるもの



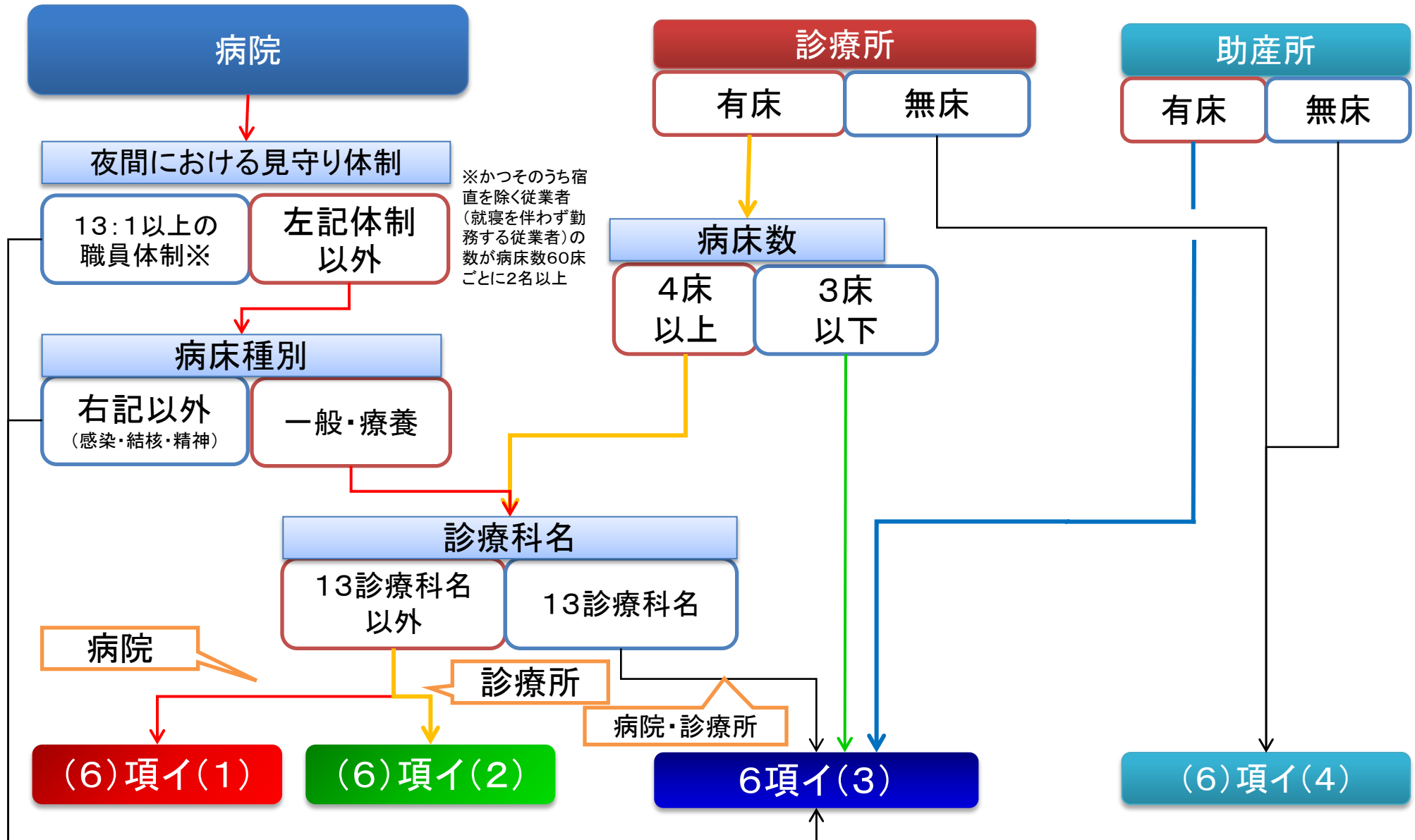
特定診療科名 診療科名中に上記13診療科名以外の診療科名を有するもの

参考【検討会報告書(抜粋)】

・次に掲げる13診療科のみの病院は、職員による一定の支援があれば入院患者が避難できると想定されるため、設置対象から除外すべきである(有床診療所と共通事項)。

なお、他の診療科目と併せて標榜している場合は、他の診療科目での入院患者が上記に該当しないおそれがあるため、設置対象とすべきである。

(6) 項イ用途判定フローチャート



消防法施行令別表第1(6)項の改正について

(6)項口

(1)

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「**避難が困難な要介護者**」という。)を**主として入居させるものに限る。**)、有料老人ホーム(**避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。**)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(**避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。**)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2)

救護施設

(3)

乳児院

(4)

障害児入所施設

(5)

障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「**避難が困難な障害者等**」という。)を**主として入所させるものに限る。**)又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(**避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。**ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

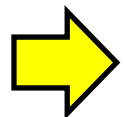
消防法施行令別表第1(6)項の改正について

避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものとは

要介護状態区分**3以上**の者が利用者の**半数以上**の施設

避難が困難な障害者等を主として入所させるものとは

障害支援区分**4以上**の者が利用者の**8割**を超える施設



上記に該当すると**(6)項ロ**、該当しないと**(6)項ハ**

消防法施行令別表第1(6)項の改正について

(6)項ハ

(1)

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2)

更生施設

(3)

助産施設、保育所、**幼保連携型認定こども園**、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(4)

児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)

(5)

身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

消防法施行令別表第1(6)項の改正について

幼稚園((6)項二)から**幼保連携型認定こども園**
((6)項ハ(3))への用途変更時の留意事項

どちらの用途も延べ面積**500㎡以上**で消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要するが、(6)項二の場合は、消防機関へ常時通報することができる**電話**を設置した場合は設置を要さないが、(6)項ハ(3)の場合は、当該電話が設置されていても**消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する**ため留意が必要である。

41号通知の改正について

「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」
(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号＝41号通知)が平成27年2月に改正されました。



= 「みなし従属」という。

※ 具体的には、次ページのとおり。

複数の異なる用途がある場合の取扱い

みなし従属(例)

従たる部分が小さく、主たる部分に
規模的に従属するとみなせるかの
判断基準

- $B \leq \frac{10}{100} (A+B)$
かつ
- $B + C \cdot \frac{B}{A+B} < 300 \text{ m}^2$

B部分は規模的にA部分に
従属するとみなし…



全体が15項

41号通知の改正について

今回の改正により、この「みなし従属」に**例外**が設けられた。
次に掲げる用途については、「みなし従属」が適用されず、
複合用途防火対象物（(16)項イ）となる。

- ・(2)項二
- ・(5)項イ
- ・(6)項イ(1)から(3)まで
- ・(6)項ロ
- ・(6)項ハ(入居・宿泊有)

これらの用途は、面積に関係なくスプリンクラー設備や自動火災報知設備等の設置を要するため、「みなし従属」により当該設備が設置されないことを防ぐのがねらいである。

福山市ホテル火災の概要

災害の概要等

【発生日時等】

- ・ 発生時刻 平成24年5月13日(日) 調査中
- ・ 覚知時刻 平成24年5月13日(日) 6時58分
- ・ 鎮火時刻 平成24年5月13日(日) 10時10分

【発生場所】 ホテルプリンス (福山市西桜町1丁目12-24)

【施設概要等】

- ・ 昭和43年2月(鉄筋コンクリート造の部分の建築)
木造部分については昭和35年
- ・ 構造等:鉄筋コンクリート造(RC造)4階建て及び木造2階建
- ・ 延べ面積:1,361m² ・ 建築面積:513m²
- ・ 収容人員:46名
→ 火災時、在館者数は14名(従業員1名、宿泊者13名)

被害状況

【人的被害】 死者:7名、負傷者:3名(重症:女2、軽症:女1)

【物的被害】 焼損程度:全焼(焼損床面積は調査中)
(延焼建物:半焼1棟(東隣店舗併用住宅)、焼損床面積約76m²)

○ 自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加した。(令第21条第1項関係) ➡ **面積に関係なく要設置**

(1) 令別表第1 **(5)項イ**に掲げる防火対象物

(2) 令別表第1 **(6)項イ**及び**ハ**に掲げる防火対象物(利用者を**入居**させ、又は**宿泊**させるものに**限る**。)

平成27年4月1日施行
平成30年3月31日までの経過措置

自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加したこと。(令第21条第1項関係)

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

(2) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

延べ面積(㎡) 0㎡ 300㎡ 500㎡

すべて住宅用火災警報器義務付け

一般住宅

共同住宅

(6)項ロ

(5)項イ

(6)項イ(6)項ハ

住宅用火災警報器義務付け

自動火災報知設備義務付け

すべて自動火災報知設備義務付け ※ 300㎡未満は特定小規模施設用自動火災報知設備でも可

義務付けなし

自動火災報知設備義務付け

(5)項イ

(6)項イ(就寝有)

(6)項ハ(就寝有)

(6)項イ(就寝なし)

(6)項ハ(就寝なし)

すべて自動火災報知設備義務付け

義務付けなし

自動火災報知設備義務付け

施行日:平成27年4月1日

平成30年3月31日までの間は改正前基準でも可

特定小規模施設省令に関する事項

用語の定義において、特定小規模施設に次に掲げるもので延べ面積が**300㎡未満**のものを追加したこと。（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係）

- (1) 令別表第1 **(5)項イ**に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1 **(6)項イ及びハ**に掲げる防火対象物（利用者を**入居**させ、又は**宿泊**させるものに限る。）
- (3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち前(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

特定小規模施設（延べ面積300㎡未満のもの）

改正前

(2)項ニ

(6)項ロ

(16)項イ（上記用途が存するもの）

改正後

(5)項イ、(6)項イ（就寝有）、(6)項ハ（就寝有）

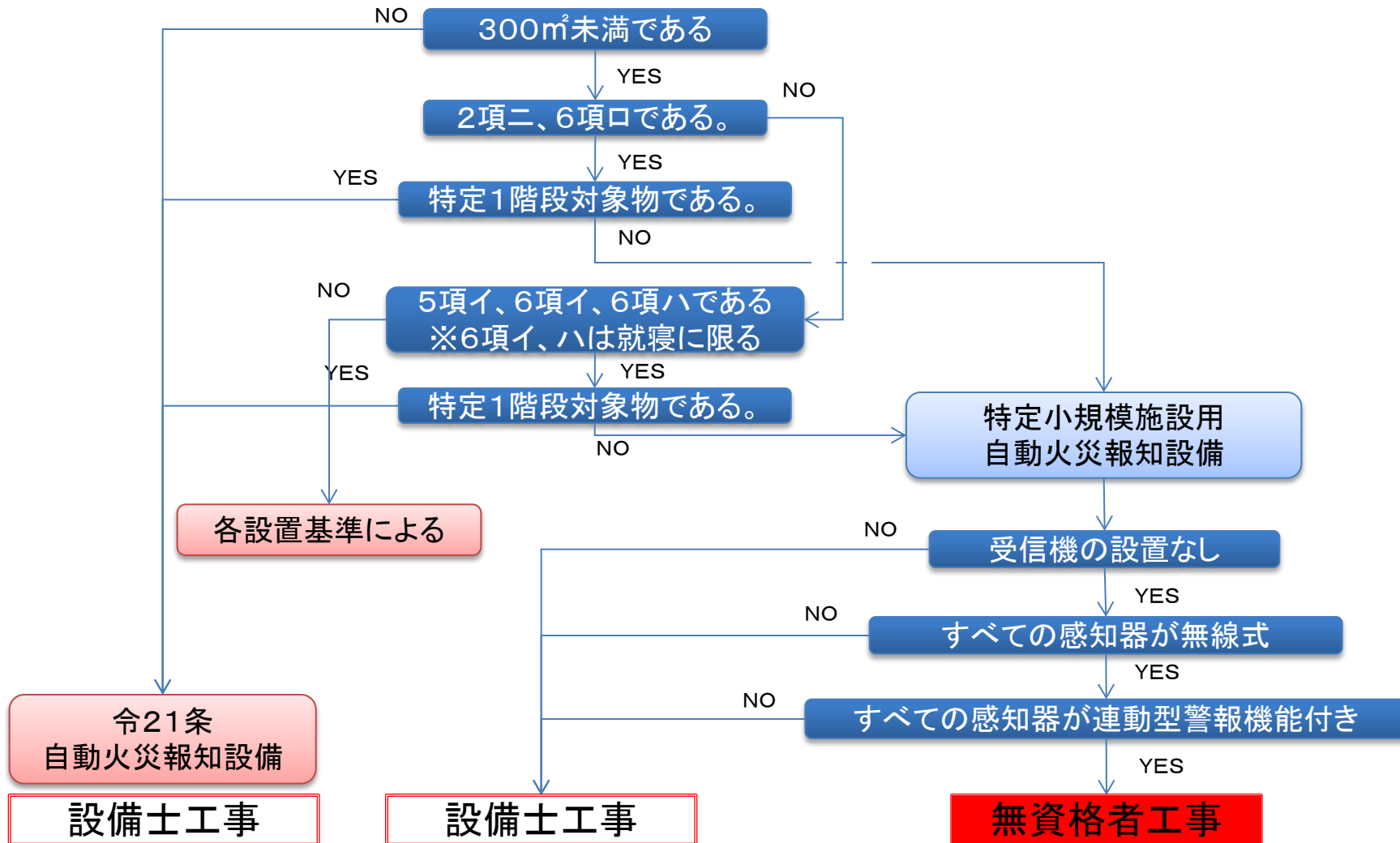
(16)項イ（上記用途が存するもの）

追加

施行日：平成27年4月1日

特定小規模自火報の一部を設備土工事から除外

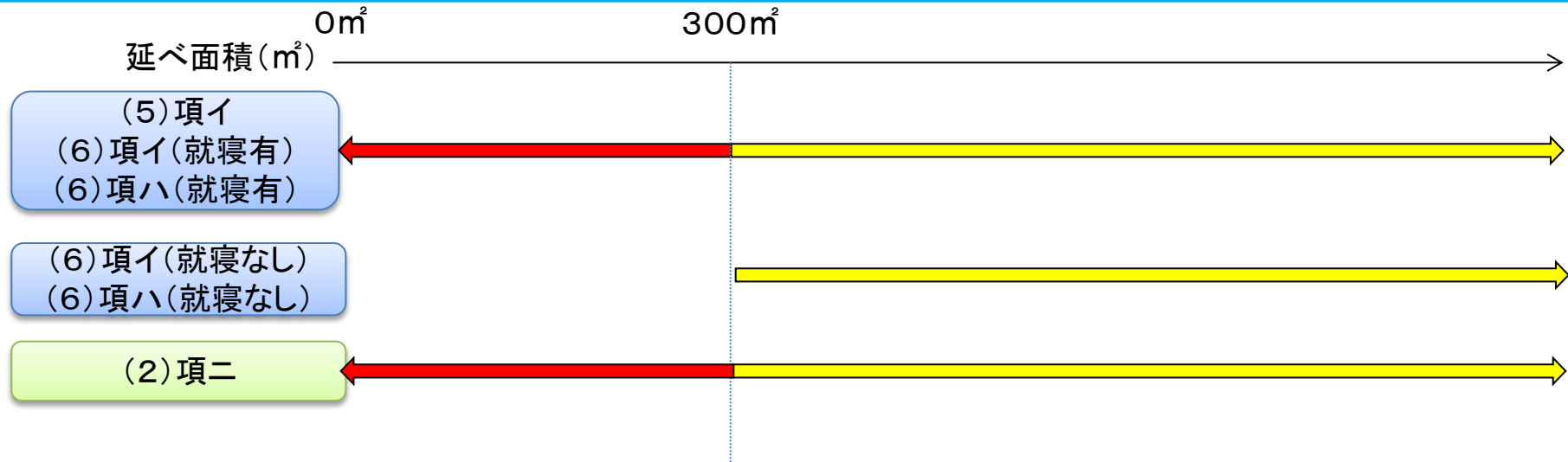
特定小規模施設用自動火災報知設備について、**すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けないもの**を、「消防設備士でなければ行っていない工事又は整備」から除いたこと。(17号告示関係)



消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の見直し

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が**300㎡未満**のものを追加したこと。(令第35条関係)

- (1) 令別表第1 **(2)項二**及び**(5)項イ**に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1 **(6)項イ及びハ**に掲げる防火対象物(利用者を**入居**させ、又は**宿泊**させるものに限る。)
- (3) 令別表第1(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(前(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)



施行日:平成27年4月1日

長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

住 所 : 長崎県長崎市東山手町6番16号

建 物 名 称 : グループホームベルハウス東山手

用 途 : 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅(消防法施行令別表第1(16)項イ))

建築年月日 : 昭和40年11月18日 (建物登記上)

構造・階層 : 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延 べ 面 積 : 581.85㎡ (うち、グループホーム部分(1, 2階)の面積は259.64㎡)

建 築 面 積 : 153.60㎡

消防用設備等: 消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯

収 容 人 員 : 17名(そのうち、グループホーム部分は13名)



位置図



施設外観

火 災 概 要

発生日時等

発生時刻:平成25年2月8日(金) 調査中

覚知時刻: // 19時43分

鎮圧時刻: // 21時09分

鎮火時刻: // 21時49分

気象状況 風向:北北東 気温:1.3℃ 風速:2m 湿度59.2%

火災の状況

焼損程度:部分焼(焼損床面積 51.5m²)

人的被害:死者5名

※48時間以内の死者:1階で2名(女性2名)、2階及び3階で各1名(全て女性)

3月4日 重症で病院に搬送された女性1名が死亡

負傷者 7名

重症 1名(男性1名)

中等症 4名(女性4名うち1名グループホーム職員)

軽症 2名(男性1名、女性1名)

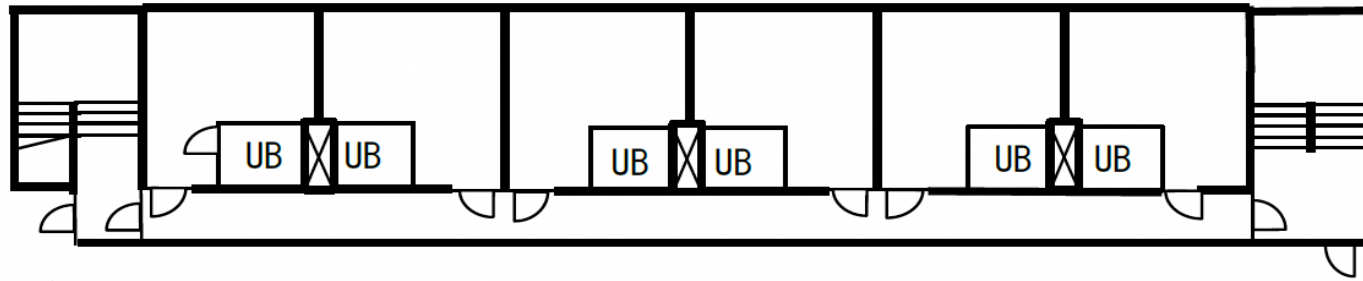
消防活動状況:消防署 消防隊16隊 救急隊7隊

消防団 消防隊6隊

通 報 者:出火建物の北東に位置する中学校の教諭が黒煙を確認し通報

出火場所及び出火原因:2階10号室付近より出火、その他調査中

火災概要(状況写真)



①

①



③



③

②

②

